

# 令和7年6月から水道料金が変わります

## ◇水道料金改定の理由

鏡石町の水道事業は、水道施設（浄水場・水源）や水道管の多くは老朽化が進んでおり深刻な状況にあります。安心して安定的な給水を維持していくためには、施設の更新や維持管理を行う必要があります。さらには、先の東日本大震災では甚大な被害を受け、長期間の「断水」を余儀なくされるなど、町民の皆様には多大なご迷惑をおかけいたしました。

そのため、耐震化及び老朽化対策を計画的に取り組み、災害に強い施設づくり、安心して安全な水をお届けするために、料金のあり方を見直し、令和7年6月の水道使用分から料金を改定いたします。

## ◇改定（値上げ）率

家庭用基本料金15%、その他の基本料金10%、超過料金5%、メーター使用料50%

## ◇改定適用の時期

令和7年6・7月請求分（7月検針分）から適用となります。

## ◇料金改定に伴うQ&A

### Q：いつから新料金で支払うことになるのですか？

A：令和7年6月・7月請求分（7月検針分）から新たな料金が適用となります。  
令和7年7月に検針した後から、使用した水量に新たな料金が適用となります。

### Q：なぜ料金が高くなるのですか？

A：当町の水道施設、水道管は老朽化が進んでおり、計画的な更新、維持管理に伴う費用が膨らむため、事業運営上、引き上げとなります。水道事業は、町民のみなさま、町内の事業者の方々からの水道料金で支えられており、料金の値上げをお願いせざるを得ない状況となっております。

◇将来の水源確保に向けた第5次拡張事業は、平成22年度から令和6年度にかけて、新たな水源地3箇所、新たな浄水場施設や導水管・配水管を整備し、総事業費約53億円必要になりました。

### Q：水道料金を値上げしないとどうなるのですか？

A：水道施設や水道管の更新、耐震化などが実施できなくなるだけでなく、水道事業そのものが成り立たなくなる恐れがあり、安定した水の供給ができなくなります。  
今回の料金改定を先送りすることは、将来の値上げ幅をより大きくしてしまうことになるため、料金改定を実施するものです。

### Q：税金で補てんし、水道料金を低く抑えることはできないのですか？

A：水道事業は法律により、経営に必要な経費は水道料金でまかなうという「独立採算」が求められています。使用水量に応じて水道料金を負担していただくという受益者負担の考えによるものです。

また、税金は福祉・教育・保育・道路などの町民サービスに充てられており、水道事業に補助するとサービスの低下を招いてしまう恐れもあるため、安易に補助により料金を低く抑えることは妥当ではありません。

### Q：施設や水道管の更新、耐震化をしないとどうなるのですか？

A：施設や水道管の更新をしなければ、安定して水をお届けできなくなる可能性があります。水道管等の漏水が発生した場合は、長時間の断水となる場合もあります。  
また、地震に強い耐震管への更新が必要不可欠です。

**Q：なぜ、今回の値上げ幅となったのですか？**

A：平成28年度に行った前回の料金改定では、必要な財源を確保できる平均一律20%の引き上げを行いました。  
今回は、基本料金を重点的に改定を行いました。

**Q：第5次拡張事業とは？**

A：鏡石町の飲料水は、すべて地下水でまかなわれています。そのため、安定的な水を供給できるように新たに水源地を3箇所整備するとともに、旭町浄水場に変わる新浄水場施設を建設して、安全で安心な災害に強い施設整備を図っています。  
さらには、老朽化した水道管の整備も計画的に進めていきます。

◇第5次拡張事業 総事業費約53億円  
取水施設～新たな水源地3箇所（南高久田・鹿島・東鹿島）  
導水施設～東鹿島・鹿島・南高久田水源からの導水管を鏡石浄水場へ引く  
旭町浄水場系統5水源の導水管を鏡石浄水場へ  
浄水施設～鏡石浄水場施設ろ過施設、着水井、薬品注入室等  
成田浄水場のポンプ更新等  
配水施設～鏡石浄水場の配水池  
調査設計・用地費等

**Q：節水意識の向上や節水機器の普及で使用水量が少なくなっているのに、なぜ料金が高くなるのですか？**

A：節水や人口減少などにより収入が減少する一方で、老朽化が進んでいる水道施設や水道管の更新に伴う費用は膨らむことから、赤字経営を避けるためにも、水道事業はみなさまの水道料金で支えられており、料金値上げをお願いすることになりました。

**Q：料金改定はどのように決まりましたか？**

A：町では上水道事業及び下水道事業の円滑な運営を図るため、上下水道運営審議会を設置しております。学識経験者、水道使用者、公共下水道使用者など10名で構成されており、料金改定の必要性など会議を経て令和6年9月25日に審議会から答申をいただきました。  
その後、令和6年12月議会で料金改定を内容とする鏡石町上水道事業給水条例の改正について議会の議決をいただき、令和7年4月1日に施行することになりました。

**Q：次の料金改定を検討する時期はいつになりますか？**

A：今回の計算期間は4年間（令和7年度～令和10年度）なので、令和11年度に向けての見直しを再度行うこととなります。なお、経済情勢等考慮しながら改定について検討していくこととなります。

**Q：基本水量とはなんですか？**

A：その水量の範囲内では使用水量にかかわらず、一定水量による定額の基本料金となる仕組みです。

**Q：水道料金が他の市町村と違うのはなぜですか？**

A：水道水となる水源や給水・処理方法が異なることから、それに伴う維持管理等の経費が異なるため、水道料金に違いがでできます。  
（当町では地下水によりくみ上げており、近隣では地下水が地上に湧き出した湧水や河川水による表流水など地理的要因によって条件が変わってきます）

◇料金算定の考え方として以下の内容を考慮しながら進めています。

1. 基準値のとらえ方（普及率・給水人口・年間配水量・年間有収水量・借入金等）
2. 物価上昇率想定
3. 資本的収支の予測（拡張計画・起債額計画）
4. 収益的収支の予測（維持管理費・減価償却費・支払利息・水道料金収入等）